

前回審査会(平成18年6月16日)における指摘事項及びその対応

No.	指 摘 事 項	対 応
1	<p>潮流調査地点に関して、方法書 203 ページの 2 の調査地点については、湾の中央に航路の堀込があるので、その影響のない処分場予定地側で調査した方がよいのではないか。</p>	<p>2 の調査地点については、航路を挟んだエリアの潮流の状況も把握しておく必要があることから、調査地点として選定しています。</p> <p>また、予定地側については、予定地の南側と北側に調査地点を設けており、予定地側の潮流の状況は把握できるものと考えます。</p>
2	<p>水質の調査地点について、今の地点では衣浦港に流入する河川や矢作川の影響を受け、状況はわからなくなる。文献調査でいいので、もっと外側(沖側)の内湾の真ん中辺りで1地点または2地点を追加した方がよいのではないか。</p>	<p>衣浦港の防潮堤(衣浦ポートアイランド)の外側においても、愛知県環境部が公共用水域の水質調査を実施していることから、そのデータを利用することが可能です。(別紙のK-5の地点)</p>
3	<p>方法書 202 ページの水質調査のポイントについて、1と7を選定した理由は。</p>	<p>1及び7の地点は、護岸工事等による濁りの影響を把握する観点から、予定地及び周辺海域の底質(土質)や水質の現況を把握するために選定しております。</p> <p>なお、1の地点については、202ページの図では予定地の境界線上となっておりますが、実際には予定地北側の海域であります。</p>

公共用水域調査地点

